第3の4 東日本大震災からの復旧・復興と大規模自然災害への対応

基本計画 P.64～P.66

- 東日本大震災からの復旧・復興を引き続き着実に進めます。
- 近年大規模災害が頻発する中で、被害を最小化するため、事前防災を徹底し、災害に備える農業経営の取組の全国展開、農業・農村の強靭化に向けた防災・減災対策、災害対応体制の強化を進めます。
- また、大規模自然災害からの早期復旧を図るため、災害査定の効率化や、営農再開支援を推進します。

東日本大震災からの復旧･復興

東日本大震災の被災地域においては、引き続き、農地等の整備の完了を目指し、復旧・復興を着実に進めます。

食品の安全が確保されるよう、農産物の出荷前の放射性物質検査の実施などを引き続き推進します。また、原子力被災12市町村における営農再開に向け、除染後の農地等の保全管理や新たな農業への転換といった一連の取組を支援します。

図表38-1 津波により被災した農地の復旧状況（営農再開可能面積）

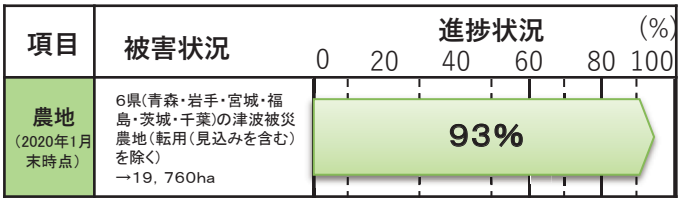

大規模自然災害への備え、大規模自然災害からの復旧

大規模自然災害からの被害を最小化し、迅速な営農再開に資するため、事前防災に係る技術開発等を進めます。また、災害に備える農業経営に向けた取組の全国展開や、防災・減災対策、初動対応の体制強化、不測時における食料安定供給のための備えの強化を図ります。

地震や豪雨等の自然災害により被災した農業者の早期の営農再開を支援するため、農地・農業用施設の早期復旧、被災を機に作物転換、規模拡大、大区画化等に取り組む産地への支援やスマート農業の実証等新たな取組による営農再開を支援します。

図表38-2 近年発生した災害と農林水産業への被害額

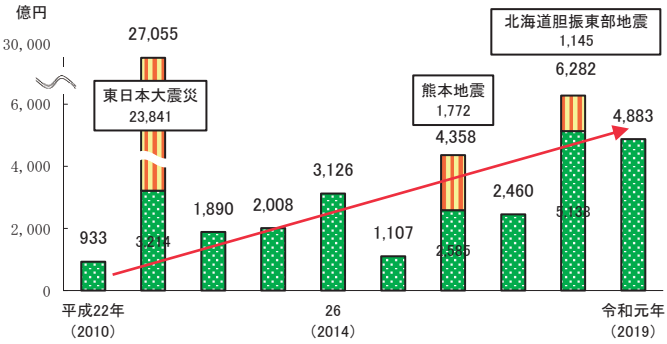

第3の5 団体に関する施策

基本計画 P.67

- 食料・農業・農村に関する団体は、農業経営の安定、食料の安定供給、農業の多面的機能の発揮等に重要な役割を果たしており、各団体がその機能や役割を効果的、効率的に発揮できるようにすることが重要です。

農業協同組合系統組織

今後も、農協系統組織が農業者の所得向上に向けた取組を継続・強化していくため、農村地域の産業や生活のインフラを支える役割等を引き続き果たしながら、各事業の健全性を高め、経営の持続性を確保するよう、引き続き自己改革の取組を促します。

農業委員会系統組織

農業委員・農地利用最適化推進委員による現場活動等を通じて、担い手への農地の集積など農地利用の最適化を一層促進します。

農業共済団体

地域において、農業共済組合を主体として行政、関係団体、農外の専門家等と連携し、農業保険を広く推進します。

土地改良区

農業・農村の構造変化やスマート農業への対応、事務コストの縮減など土地改良区の運営体制の強化を図るため、土地改良区の合併又は土地改良区連合の設立を推進します。

第3の6

基本計画 P.68

食と農に関する国民運動の展開等を通じた国民的合意の形成に関する施策

- 消費者、食品関連事業者、農協等の生産者団体を含め官民が協働して、食と農とのつながりの深化に着目した新たな国民運動を展開します。
- 我が国の食と環境を支える農業・農村への国民の理解を醸成することで、農は「国の基」との認識を国民全体で共有し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることが重要です。

図表39-1　官民の協働による食と農とのつながりの深化

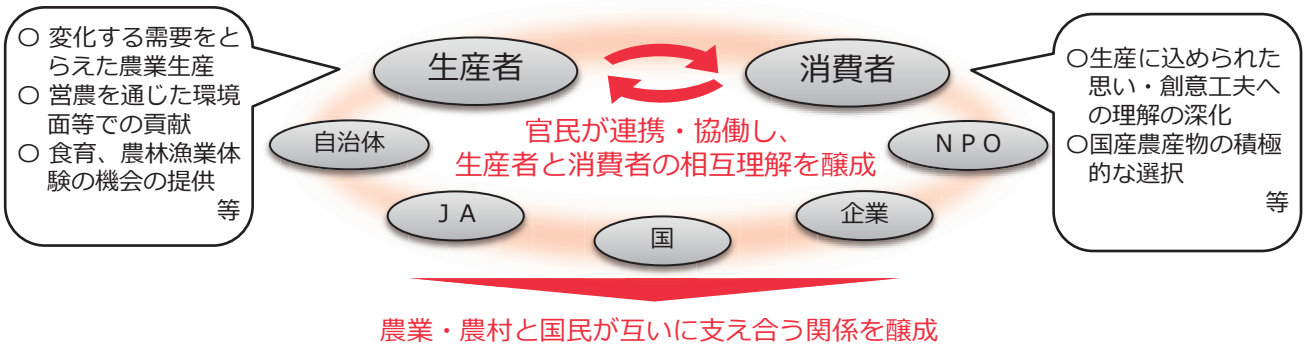

第3の7

基本計画 P.69

新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症とそれに伴う経済環境の悪化により、我が国の農林水産業・食品産業は、深刻な需要減少や人手不足等の課題に直面しています。
- 国産農産物の内需の喚起、輸出商流の維持、農業労働力の確保、国産原料への切替えや経営改善などの中食・外食・加工業者対策などを機動的に講じていきます。また、食料供給の状況について、わかりやすく情報を提供します。

図表39-2　新型コロナウイルス感染症への対策

①需要喚起

○在庫の滞留等が生じている品目について、農林漁業団体が行う、学校給食への提供やネット販売等の**販売促進**の取組を支援

○**輸出商流の維持・拡大**に向け、食品製造設備等の整備・導入や、新規市場の維持・開拓に必要な商談等を支援

②労働力確保

○新型コロナウイルス感染症の影響で人手不足となった農業経営体が代替人材を雇用する際の掛増し経費や農業現場におけるマッチング費用等を支援

○法務省が講ずる技能実習生等の在留資格変更（最長１年間の滞在が可能）により、**他分野からの再就職**を促進

③外食等対策

○外食事業者や食品流通事業者の債務保証等への**資金繰り支援**

○収束後のインバウンド回復に向けた、**衛生管理の徹底**等のための施設導入・店舗改装を支援

○オンライン予約でのクーポン付与、プレミアム付き食事券の発行等による**飲食業の需要喚起**

④その他生産支援対策

○農林漁業者の経営再建に必要な**運転資金の実質無利子化・無担保化**等を措置

○野菜価格安定制度、漁業収入安定制度、牛マルキンの生産者負担金の納付猶予等、**充実した経営安定対策**を措置

○次期作期を迎える野菜・花き等について円滑な作付けを確保できるよう、種苗等の資材購入等を支援

○**国産農産物への切替え**に向けた、野菜等の加工に必要な施設整備・改修を支援　等

基本計画 P.70～P.72

第4 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1 国民視点や地域の実態に即した施策の展開

我が国では地域の特性を生かした多様な農業が営まれており、農業経営も、家族・法人経営、中小規模から大規模まで多様化しています。現場主義に立ち、地域の実態に即した施策の展開を図ります。

2 EBPMと施策の進捗管理及び評価の推進

施策の企画・立案に当たっては、合理的根拠に基づく施策の立案（EBPM：Evidence-Based Policy Making）を推進します。また、「プロジェクト」方式を活用し、進捗管理を行いながら、施策の具体化を進めます。

3 効果的かつ効率的な施策の推進体制

施策の見直しや新たな導入に当たっては、分かり易い表現を用いて、現場の皆様の理解に努めます。地方公共団体の職員数の減少が懸念される中でも効果的・効率的に対応するため、現場と農政を結ぶ機能の充実等に努めます。

4 行政のデジタルトランスフォーメーションの推進

農業政策や行政手続等の事務についてもデジタルトランスフォーメーションの推進が必要であり、その環境整備に努めます。

5 幅広い関係者の参画と関係府省の連携による施策の推進

食料・農業・農村に関する施策は、国民生活や経済社会の幅広い分野に関係しているため、国、地方公共団体、農業者、消費者、事業者、関係団体などの適切な役割分担の下、施策を総合的かつ計画的に推進します。

6 SDGsに貢献する環境に配慮した施策の展開

自然資本や環境に立脚した食料・農業・農村分野は、SDGsが目指す環境・経済・社会の統合的向上において大きな役割を果たすものであり、他産業に率先して、SDGsの実現に貢献できるよう施策を推進します。

7 財政措置の効率的かつ重点的な運用

毎年の施策の推進に当たっては、事業成果が着実に上がるよう、施策の不断の点検と見直しを行ってまいります。

基本計画 と併せて策定

参考 農地の見通しと確保

- 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、国内農業の基盤として今後も国内の農業生産に必要な農地を確保していく必要があります。
- このため、これまでのすう勢を踏まえつつ、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込んで、農地面積の見通しを推計しています。

令和元年現在の農地面積　４３９．７万ha

すう勢（※）	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農地の転用	△１６万ha		
荒廃農地の発生	△３２万ha	荒廃農地の発生防止	＋１７万ha
		荒廃農地の解消	＋　５万ha

これまでのすう勢（※）が今後も継続した場合の令和12年時点の農地面積　３９２万ha（すう勢（※））

令和12年時点で確保される農地面積　４１４万ha

（※）すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み。

参考

基本計画と併せて策定

農業構造の展望

➢ 食料・農業・農村基本法に基づき、担い手の育成・確保、担い手への農地集積・集約化等を推進していく上でのビジョンとして、望ましい農業構造の姿及び農業労働力の見通しを示しています。（望ましい農業構造の姿については、P26図表1を参照）

平成27年までの傾向が続いた場合、農業就業者数は、令和12年に131万人、そのうち49歳以下は28万人と見通されます（すう勢）。農業の内外からの青年層（49歳以下）の新規就農を促進すれば、年齢構成のアンバランスが改善され、令和12年には49歳以下が37万人となります（展望）。

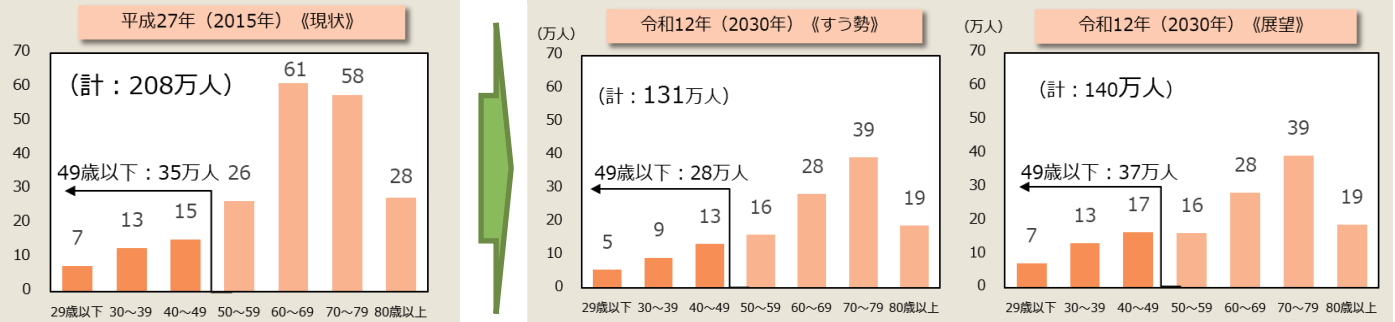

参考

基本計画と併せて策定

農業経営の展望

➢ 家族経営を含む多様な担い手が地域の農業を維持・発展できるよう、他産業並の所得を目指しつつ、新たな技術等を活用した省力的かつ生産性の高い農業経営モデルを主な営農類型・地域別に示しています。

➢ また、新たなライフスタイルや規模が小さくても農地の維持、地域の活性化に寄与する取組も併せて示しています。

営農類型	営農体系（モデル数）
水田作（7）	土地利用型作物（5）
	土地利用型作物・野菜複合（2）
畑作（7）	北海道畑輪作体系（1）
	かんしょ作・野菜複合（2）
	さとうきび作（1） さとうきび作・野菜複合（1）
	茶業（1）、茶業・野菜複合（1）
野菜作（7）	露地野菜作経営（5）
	施設野菜作経営（2）
果樹作（5）	かんきつ（1）、りんご（1）、なし（1）、ぶどう（1）
	果樹・水稲複合（1）
花き作（2）	切り花（2）
酪農経営（3）	
肉用牛経営（3）	繁殖（2）
	肥育、一貫（1）
養豚経営（1）	
有機農業（2）	

合計モデル数：37

営農類型　水田作（平場）
対象地域　北海道、東北

モデルのポイント　限られた労働力等の中でスマート農機の共同利用による経営コストの上昇回避等により、所得の向上を図る家族経営

技術・取組の概要

➢労働力の制約等により規模拡大が難しい平場・家族経営において、営農管理システムや後付け自動操舵システムの導入により、作業工程の最適化・負担軽減を実現
➢ドローンによるセンシング・農薬散布などデータをフル活用した効率的かつ精密な管理により、米、小麦、大豆の単収を約15%向上
➢単収の向上やスマート農機の共同利用により、コメの60kgあたり経営コストを約15%削減

経営発展の姿

【経営形態】
家族経営(2名(うち主たる従事者1名)、臨時雇用１名)

【経営規模・作付体系】

経営耕地	15ha
主食用米	10ha
小麦	2.5ha
大豆	2.5ha

【試算結果】

粗収益	1,870万円
経営費	1,240万円
農業所得	630万円
主たる従事者の所得（/人）	630万円
主たる従事者の労働時間（/人）	1,256hr

（参考）比較を行った経営モデル

【経営形態】
家族経営（2.4名（うち主たる従事者雇用1.2名）

【経営規模・作付体系】

経営耕地	17.2ha
主食用米	8.2ha
麦類	2.6ha
豆類	2.1ha 等

耕起・整地・移植　防除　営農管理　収穫

● 直進アシスト（後付け自動操舵システム）

● ドローンによるセンシング・農薬散布

● 営農管理システム

● 収量コンバイン（汎用）（３戸共同利用）

上記は水田作の例。この他の事例については、次のHPからご覧頂けます。
(https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/attach/pdf/index-18.pdf)

（注）試算に基づくものであり、必ずしも実態を表すものではない。
● ：2019年までに市販化　● ：2022年頃までに市販化　● ：2025年頃までに市販化

農業者と農林水産省をつなぐ
新たなコミュニケーションツール

MAFFアプリ

農業に役立つ情報が直接届く。
現場の情報を直接届ける。

ダウンロードは
こちらから
（無料）

App Store からダウンロード

Google Play で手に入れよう

食料・農業・農村基本計画に関する詳しい情報はこちら
https://www.maff.go.jp/j/keikaku/k_aratana/index.html

食料・農業・農村基本計画　検索

連絡先　農林水産省大臣官房政策課計画グループ

〒１００－８９５０
東京都千代田区霞が関１丁目２番１号
ＴＥＬ：０３－３５０２－５５１５
ＦＡＸ：０３－３５０８－４０８０